

## 管内モデル 新年度、運用を開始

ケアマネ、市町村、地域包括支援センターが  
行ってきた。ルールは、14日、弘前市のラ  
グリード開かれた市町

要支援・要介護状態の入院患者が退院後、日常生活へ移行する中で、具が定められていた。施設とケアマネジャー間の入退院調整ルールが4月、決まりた。そのためあった相手の情報提供の仕方について統一したもので、ケアマネ、病院の双方が入退院に情報を伝える方法。新年度から運用を開始する。(西尾勝)

# 病院とケアマネ、入退院調整ルール シートで情報交換



弘前保健所が今年、での入院時、ケアマネの情報を提供するルールを定めた。対象は、入院時に行なうんか、病院からの情報提供の仕方を統一した。新規の情報提供の仕方を定めた。今回策定されたルールでは、対象患者の基準のほか、入院調整率が9.9%だった。

弘前保健所管内における、病院とケアマネジ

ヤーの入退院調整ルールを最終決定した市町

村担当者会議

会合で開かれた担当者の会合

陸奥新報(平成28年3月15日)

ケアマネ、市町村、地域包括支援センターが交わされた。山田勝子弘前保健所長は「医療から在宅へして医療や介護を受けられる生活ができる」と語った。県内全6市町村担当者会議最終となり、ケアマネヘルツの周知の方針を運用後が最終的な目標。今後

の流れについても意見

も環境の声を聞きさせて

いたまちがい、よりよい運用にしてしまった

い」と語った。

県内全6市町村

で実現できるもの

である。

地域ヘルツの運営も進

展が期待される。

6

## 入退院時に円滑連携

### 津軽圏域病院とケアマネジャー

#### 国モデル事業 来月、新ルール運用

介護保険法の改正で20共通の「入退院調整ルール」を策定し、公表した。介護保険の利用者と申請者を対象に、情報共有の仕立てについて、病院とケアマネジャーの連絡時の統一様式も定めた。運用は、精神科を除く圏域内の全18病院(居宅介護事業として、弘前保健所と地域内の8市町村、地域包括支援センタなど)が15所となる。「在宅医療・介護連携の推進」をめぐり、弘前保健所は津軽圏域をモデルケースにして、全国域で広げる考えだ。

で弘前保健所が新たなるルールを公表した。介護保険の利用者と申請者を対象に、情報共有の仕立てについて、病院とケアマネジャーの連絡時の統一様式も定めた。運用は、精神科を除く圏域内の全18病院(居宅介護事業として、弘前保健所と地域内の8市町村、地域包括支援センタなど)が15所となる。「在宅医療・介護連携の推進」をめぐり、弘前保健所は津軽圏域をモデルケースにして、全国域で広げる考えだ。

デーリー東北(平成28年3月15日)

支拂事業所全132カ所が参加する。半年後に評議会を開き、評議会の予定を実施し、必要に応じて修正する。施設担当者は同様に、アマ不側に「入院調整シート」を提出する。また、施設予定が決まれば、病院担当者は同様に「入院調整シート」を提出する。

調査し、見直しが困難の予定だ。

弘前保健所の山中理事長は

長は「ルールから文化とな

つて定着してほしい。現場

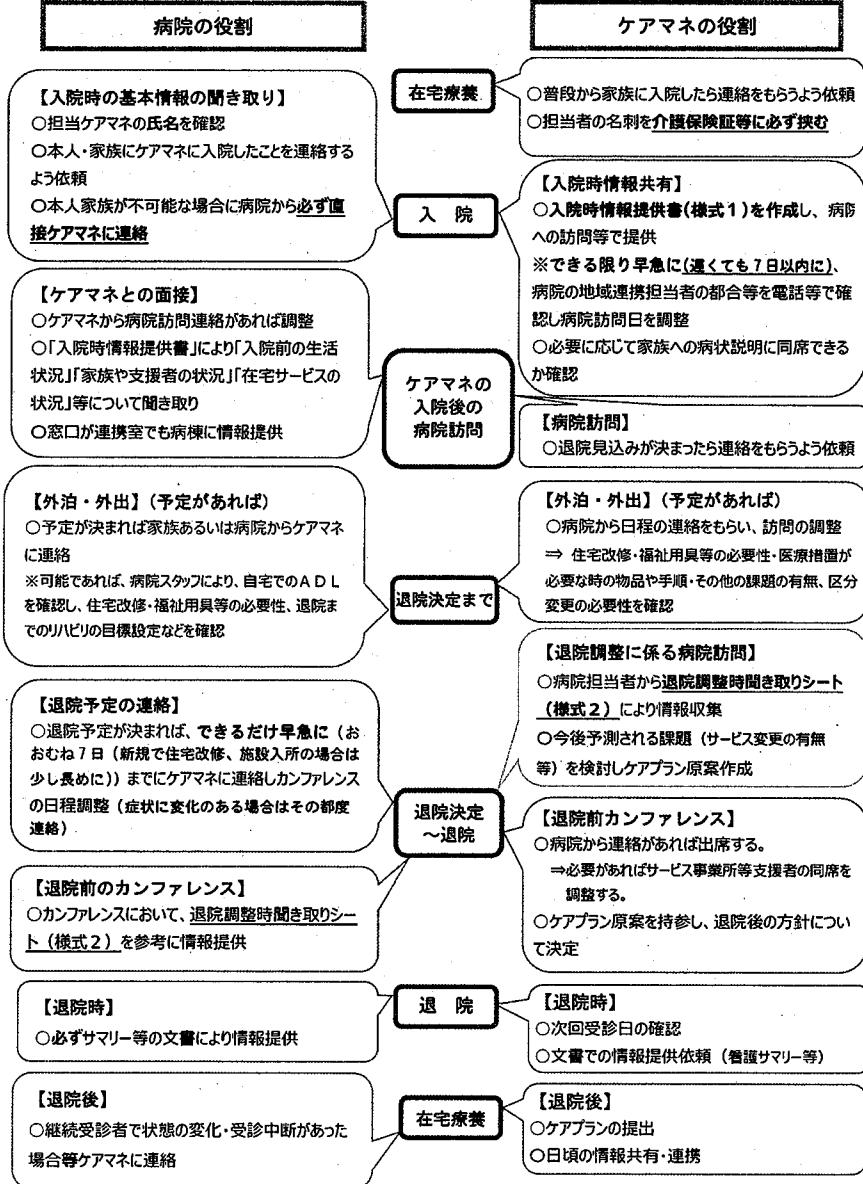
の声を聞いてより良い運用

にしたい」と話した。

(川浦典子)

# 決定した入退院調整ルール（入退院調整のイメージ）

## ①介護認定がされていて担当ケアマネジャー（以下ケアマネ）がいる場合



## ②新たに介護保険サービスを受ける場合

